第四号の三様式記載上の注意(14)の次に次のように加える。

(14－２)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

ａ　複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

ｂ　前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

ｃ　「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式１株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

第四号の三様式記載上の注意(15)ａ中「「第一部　企業情報」の」を削り、「３」を「４」に改め、同様式記載上の注意(16)中ｃをｄとし、ｂの次に次のように加える。

ｃ　当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(21)ａ中「ｄ」を「ｃ」とし、同記載上の注意(21)中ｄをｆとし、同記載上の注意(21)ｃ中「ｄ」を「以下この（21）」に改め、同記載上の注意(21)ｃに後段として次のように加える。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(21)中ｃをｅとし、ｂをｃとし、ｃの次に次のように加える。

ｄ　特定会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(21)ａの次に次のように加える。

ｂ　指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(21)に次のように加える。

ｇ　特定会社が連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（22）から（31）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

ｈ　ｇにより第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(22)ａ中「四半期連結貸借対照表については」を「四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については」に改め、「記載された連結貸借対照表」の次に「（指定国際会計基準による連結財務諸表が記載されている場合は、連結貸借対照表に相当するもの）」を加え、同記載上の注意(22)ｂ中「四半期連結損益計算書」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）」を加え、同記載上の注意(22)中ｅをｆとし、ｄをｅとし、同記載上の注意(22)ｃ中「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）」を加え、同記載上の注意(22)中ｃをｄとし、同記載上の注意(22)ｂの次に次のように加える。

ｃ　指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(24)の次に次のように加える。

(24－２)　持分変動計算書

当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(27)に次のように加える。

ｇ　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（(21)のｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び（28）から（31）までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び（28）から（31）までの規定により記載すること。

第四号の三様式記載上の注意に次のように加える。

(38)　指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式第一部第４の１中⑹を⑺とし、⑶から⑸までを⑷から⑹までとし、⑵の次に次のように加える。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(17－２)

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	